

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成28年1月19日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 建築主 〇〇〇〇 地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 施工者 〇〇〇〇 1. 上記一件書類のうちの農家判定制度に係る都市計画法第29条第1項第2号又は同条第2項第1号に該当する旨の農家判定書 2. 上記の建築確認を取得して建築した建築物の開発（建築）行為が、農家判定制度に係る都市計画法第34条第14号又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当する旨の農家の分家住宅としての農家判定書を受けたことが記載又は記録された文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年2月1日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

##### (1) 開示しない部分

奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書

申請日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

確認日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

確認番号 〇〇〇〇〇号

建築主 〇〇〇〇

地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇

設計者 〇〇〇〇 一級建築士

施工者 〇〇〇〇

ア 上記一件書類のうちの農家判定制度に係る都市計画法第29条第1項第2号又は同条第2項第1号に該当する旨の農家判定書

イ 上記の建築確認を取得して建築した建築物の開発（建築）行為が、農家判定制度に係る都市計画法第34条第14号又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当する旨の農家の分家住宅としての農家判定書を受けたことが記載又は

記録された文書

(2) 開示しない理由

- ア 本件建築確認申請に係る建築物は、市街化区域内にあり、都市計画法第29条第1項第2号及び同条第2項第1号は適用されないことから、「上記の一件書類のうち農家判定制度に係る都市計画法第29条第1項第2号若しくは同条第2項第1号に該当する旨の農家判定書」については存在しないため
- イ 本件建築確認申請に係る建築物は、市街化区域内にあり、都市計画法第34条第14号若しくは都市計画法施行令第36条第1項第3号ホは適用されないことから、「上記の建築確認を取得して建築した建築物の開発（建築）行為が、農家判定制度に係る都市計画法第34条第14号若しくは都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当する旨の農家の分家住宅としての農家判定を受けたことが記載又は記録された文書」については存在しないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年2月3日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成28年2月12日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

奈良県農家判定制度においては、都市計画区域等を対象区域として、開発（建築）行為の許可の適用除外とする。本件敷地は、平成〇〇年夏頃〇〇〇〇氏所有の農地（水田）面積〇〇〇〇平方メートルを、開発許可を受けることなく、約2メートルの盛り土地上げ及び擁壁の築造を行った。本件建築主は〇〇〇〇〇である。請求対象行政文書を開示しない理由は根拠がない。

(2) 意見書

ア 本件の経過について

理由説明書のとおりである。

イ 理由説明について

(ア) 建築確認申請については、理由説明のとおりである。

(イ) 第2の2の(2) 開示しない理由のアについて

第1段落については、理由説明のとおりである。

第2段落の前段については、理由説明のとおりである。

第2段落の中段については、事実と異なる。正しくは「本件建築確認申請に係る建築物は、市街化区域に存しており、その開発行為が同項第1号の政令で定める規模以上(〇〇〇〇平方メートル)のものであるため、本件建築確認申請は、同項に適合していない。」であろう。

本件建築確認を取得した敷地は、平成〇〇年夏頃に春日町〇〇丁目〇〇番地〇〇面積〇〇〇〇平方メートルの農地(稲作水田であったため地盤は、20センチメートル乃至30センチメートルの粘土質)に〇側の市道〇〇〇号との高低差の2メートルを超える崖に地上げ盛り土を行い擁壁を築造した造成地である。

第2段落の後段については、事実と異なる。正しくは、「奈良県農家判定制度は、農業を営む者の次世代の農業の担い手に対する手厚い配慮として、第1条目的において、都市計画法第29条の規定をゆるやかに運用し、市街化調整区域等(都市計画区域を含む)の区域内で農業を営む者の居住の用に供する建築物等を対象とするため、本件建築確認申請に係る建築物に適用される。」であろう。

第3段落の前段については、理由説明のとおりである。

第3段落の後段については、事実と異なる。正しくは、奈良県農家判定制度に拠り、「本件建築確認申請に係る建築物は、都市計画区域内に存しているため、同項は本件建築確認申請に適用される。」であろう。

第4段落については、異議申立人の請求対象行政文書1は、奈良県農家判定制度留意事項2(1)によれば、本件開示請求に係る建築確認申請(以下「本件建築確認申請」という。)に必要な文書である。

本件建築確認申請の代理者、設計者の〇〇〇〇建築士には、本件建築確認申請時に提出義務のある文書である。

従って、開示しない理由を取得していないとする結論は、妥当性を欠くものである。

(ウ) 第2の2の(2) 開示しない理由のイについて

第1段落については、事実と異なる。正しくは、「奈良県農家判定制度は、農業を営む者の次世代の農業の担い手に対する手厚い配慮として、第1条目的において、都市計画法第29条の規定をゆるやかに運用し、市街化調整区域等(都市計画区域を含む)の区域内で農業を営む者の居住の用に供する建築物等を対象とするため、都市計画法第34条は、本件建築確認申請に適用される。」であろう。

第2段落については、事実と異なる。正しくは、「奈良県農家判定制度は、農業を営む者の次世代の農業の担い手に対する手厚い配慮として、第1条目的において、都市計画法第29条の規定をゆるやかに運用し、市街化調整区域等（都市計画区域を含む）の区域内で農業を営む者の居住の用に供する建築物等を対象とするため、本件建築確認申請に係る建築物は都市計画区域内に存するため、都市計画法第34条第43条第1項及び同法施行令第36条の規定は、本件建築確認申請に適用される。」であろう。

第3段落については、異議申立人の請求対象行政文書2は、奈良県農家判定制度留意事項2（2）によれば、開発（建築）許可申請に必要な文書である。

本件建築確認申請の代理者、設計者の〇〇〇〇建築士には、本件建築確認申請時に建築基準法（昭和25年法律第201号）第1条の建築物の敷地の最低基準の説明として提示を行うべき文書である。

したがって、開示しない理由を取得していないとする結論は、妥当性を欠くものであろう。

以上のとおり、実施機関の決定は妥当性を欠くものである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 理由説明書

###### （1）建築確認申請について

建築物を建築しようとする場合、建築基準法第6条第1項の規定により、建築主は、当該工事に着手する前に、その計画が同項に定める建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事の確認を受けなければならないこととされている。

###### （2）第2の2の（2）開示しない理由のアについて

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項は、建築基準関係規定のひとつであり、本件建築確認申請は、同条第1項及び第2項に適合している必要がある。

このうち、同条第1項は、都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない旨を定めている。本件建築確認申請の対象となる建築物（以下「本件建築物」という。）は、市街化区域に存しており、その開発行為が同項第1号の政令で定める規模未満のものであるため、本件建築確認申請は同項に適合している。また、異議申立人のいう都市計画法第29条第1項第2号は、市街化調整区域等において行う開発行為に係る規定であるが、前述のとおり、本件建築物は、市街化区域に存しているため、本件建築確認申請には適用されない。

次に、同条第2項は、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許

可を受けなければならない旨を定めている。しかし、本件建築確認申請に係る建築物は市街化区域に存しているため、同項は本件建築確認申請には適用されない。

これらのことから、異議申立人が開示を求める「上記一件書類のうちの農家判定制度に係る都市計画法第29条第1項第2号又は同条第2項第1号に該当する旨の農家判定書」は、本件建築確認申請に必要な文書ではないため、実施機関は取得していない。

### (3) 第2の2の(2) 開示しない理由のイについて

都市計画法第34条は、同法第29条の開発許可について市街化調整区域における立地基準を定めたものである。しかし、本件建築物は市街化区域に存しているため、同法第34条は本件建築確認申請には適用されない。

次に、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条は、建築基準関係規定のひとつであるが同法第43条第1項の許可基準を定めたものであり、当該許可は、市街化調整区域における建築物の新築等に係るものである、しかし、前述のとおり、本件建築物は市街化区域に存しているため、本件建築確認申請には適用されない。

これらのことから、異議申立人が開示を求める「上記の建築確認を取得して建築した建築物の開発(建築)行為が、農家判定制度に係る都市計画法第34条第14号又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当する旨の農家の分家住宅としての農家判定書を受けたことが記載又は記録された文書」は、本件建築確認申請に必要な文書ではないため、実施機関は取得していない。

## 2 口頭理由説明

建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の審査は、建築主事が、建築計画に係る建築基準関係規定の適合性を確認するものであり、建築基準関係規定以外の審査はできない。また、建築主事が提出を求めることができる図書については、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3に定められたもののほか、建築基準法施行細則(昭和25年12月奈良県規則第77号)第2条第2項において、建築主事が必要と認める図書の提出を求める旨定められているが、建築主事が提出を求めることができるのは、建築基準関係規定に定める基準の適合性の審査に必要な範囲内のものに限られている。

農家判定制度とは、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域において、農家住宅などの一定の要件のあるものについて、例外的に建築を可能とするために設けられた制度であり、市街化区域に建築される建築物については適用されない。

本件建築物は、市街化区域内に建築されていることから、異議申立人が開示を求める文書は、建築基準関係規定に定める基準の適合性の審査に必要なものである。

したがって、実施機関は、農家判定書及びそれに関連する図書を取得していない。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

## 2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 建築主 〇〇〇〇 地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 施工者 〇〇〇〇 1. 上記一件書類のうちの農家判定制度に係る都市計画法第29条第1項第2号又は同条第2項第1号に該当する旨の農家判定書 2. 上記の建築確認を取得して建築した建築物の開発（建築）行為が、農家判定制度に係る都市計画法第34条第14号又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当する旨の農家の分家住宅としての農家判定書を受けたことが記載又は記録された文書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める文書は、本件建築物について、都市計画法第29条第1項第2号若しくは同条第2項第1号又は同法第34条第14号若しくは同法施行令第36条第1項第3号ホに係るものであり、これらの規定は建築基準関係規定に該当するため、本件建築物の建築計画は、これらの規定に適合している必要がある。

しかし、これらの規定は、市街化調整区域等の区域内における開発行為又は建築等に適用されるものであり、市街化区域内における開発行為又は建築等に適用されることはない。

実施機関の説明によると、本件建築物は市街化区域に位置しているため、本件建築物の建築について、これらの規定が適用されることはないとのことである。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

これらのことから、当該行政文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成28年 2月12日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成28年 3月18日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成28年 5月23日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成29年 3月17日 (第205回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成29年 4月21日 (第206回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成29年 7月20日 (第209回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年 8月24日 (第210回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成29年 9月20日	・ 実施機関に対して答申を行った。



(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈 良 女 子 大 学 研 究 院 生 活 環 境 科 学 系 教 授 ( 住 生 活 ・ 住 環 境 学 )	
こ た に ま り 小谷 真理	同 志 社 大 学 政 策 学 部 准 教 授 ( 行 政 法 )	
の だ た か し 野田 崇	関 西 学 院 大 学 法 学 部 法 律 学 科 教 授 ( 行 政 法 )	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元 産 経 新 聞 社 記 者	